

8 総 企 第 15 号
令和 8 年 5 月 26 日

名古屋市基本構想等審議会 会長 様

名古屋市長 広沢 一郎

名古屋市基本構想及び総合計画について（諮問）

このことについて、名古屋市基本構想等審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について意見を求めます。

- 1 本市の基本構想の改定に関する事
- 2 本市の総合計画に関する事